明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地域再生計画を認定した件
（内閣府一九七～二一七）　一
○地域再生計画の変更を認定した件
（同二一八～二三四）　四
○株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する告示
（内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業一）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件
（農林水産一七六六、一七六八、一七七〇）　六
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一七六七）　一〇
○生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一七六九）　一三
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同一七七一）　一七
○道路に関する件
（東北地方整備局一二一、一二二）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（同一二三）
○道路に関する件
（関東地方整備局二五二～二五七）
○道路に関する件
（北陸地方整備局七六）
○道路に関する件
（中国地方整備局九三、九四）
○道路に関する件
（四国地方整備局一〇六）
○道路に関する件
（九州地方整備局一一九、一二〇）
○道路に関する件（北海道開発局七七）
○道路に関する件
（沖縄総合事務局三六～三八）

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等　独立行政法人日本スポーツ振興センター公開デザイン競技の手続開始、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人国際協力機構平成二十三事業年度決算（有償資金協力勘定・一般勘定）、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、生命保険契約者保護機構平成二十三年度決算、地方公務員共済組合連合会、厚生年金基金変更関係　一八
地方公共団体　行旅死亡人関係　二〇
会社その他　二〇三
会社決算公告　二〇六

告示

○内閣府告示第百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県西津軽郡深浦町

二　地域再生計画の名称　地域6次産業化と健康・自然・食の融合による雇用創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県西津軽郡深浦町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　横手市

二　地域再生計画の名称　地域の6次産業化の推進による産業活性化と新たな雇用創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　横手市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　由利本荘市

二　地域再生計画の名称　「鳥海山の恵」ふるさと雇用創造大作戦

三　地域再生計画の区域の範囲　由利本荘市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道沙流郡平取町

二　地域再生計画の名称　「輝くびらとり未来につなごう」産業創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道沙流郡平取町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦